

○玉野市火災予防条例に規定する指定催しの指定

平成 26 年 8 月 1 日消防告示第 2 号

玉野市火災予防条例に規定する指定催しの指定

玉野市火災予防条例（昭和 4 8 年玉野市条例第 6 8 号）第 4 5 条の 2 第 1 項の規定により、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件は、次に掲げるものとする。

- 1 一日当たり 1 0 万人以上の人出が予想され、かつ、主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの計画数が 1 0 0 店舗以上のもの
- 2 前項に掲げるものと同等の規模であると消防長が認めるもの

附 則

この告示は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。